

○新宿区立公園条例

昭和50年3月28日

条例第28号

(地方自治法244の2 I)

改正年月日番号略

目次

第1章 総則(第1条—第2条の2)

第1章の2 公園の設置に関する基準等(第2条の3—第2条の8)

第2章 公園の管理(第3条—第10条)

第2章の2 工作物等の保管の手続等(第10条の2—第10条の7)

第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等(第11条—第14条)

第4章 雑則(第15条—第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、法第2条第1項に規定する都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(平19条例22・平19条例70・平25条例23・一部改正)

(公園の変更又は廃止)

第2条 区長は、公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示する。

(昭52条例17・全改、平19条例22・平19条例70・一部改正)

(運動施設の管理事務)

第2条の2 法第2条第2項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)のうち、同項第5号に掲げる運動施設の管理に関する事務については、この条例に定めるもののほか、別に新宿区条例で定める。

(平19条例70・追加)

第1章の2 公園の設置に関する基準等

(平25条例23・追加)

(公園の設置に関する基準)

第2条の3 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の5に定めるところとする。

(平25条例23・追加)

(公園の敷地面積の標準)

第2条の4 新宿区(以下「区」という。)の区域内における公園の区民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(平25条例23・追加)

(公園の配置及び規模の基準)

第2条の5 区が公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところによること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、規則で定めるところによること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、規則で定めるところによること。

(4) 主として区民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、規則で定めるところによること。

2 区が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、その敷地面積は、規則で定めるところによる。

(平25条例23・追加)

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の6 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の5とする。

(平25条例23・追加、平30条例27・一部改正)

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条の7 区の設置に係る公園についての都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

2 区の設置に係る公園についての政令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令第6条第6項に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 区の設置に係る公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 区の設置に係る公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 区の設置に係る公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平25条例23・追加、平30条例27・一部改正)

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の8 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50(西落合公園にあつては、100分の55)とする。

(平30条例27・追加)

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。
- (2) 演説又は宣伝的行為をすること。
- (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書を区長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を区長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 区長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 区長は、第1項又は第3項の許可に公園管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物、土石の類を採取し、又は損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 前各号のほか、公園をその用途外に使用すること。

(昭58条例16・平19条例22・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第6条 区長は、公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場

合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、区域を定めて公園の利用を制限し、又は禁止することができる。

(占有の許可申請書の記載事項)

第7条 法第6条第2項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 工作物その他占有物件の種類及び数量
- (3) 占有物件の管理の方法
- (4) 工事实施の方法(設計書、仕様書及び図面)
- (5) 工事の期間
- (6) 公園の復旧方法
- (7) 前各号のほか、区長が指示する事項

(昭51条例16・昭58条例16・平19条例22・一部改正)

(軽易な変更事項)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの。
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有者が当該占有の目的に付随して行うもの。

(昭52条例17・追加)

(物件を設けない占有の許可申請書の記載事項)

第8条 第3条第2項による許可を受けようとする者が、物件を設けずに公園を占有する場合の許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占有の目的
- (3) 占有の期間
- (4) 占有の場所
- (5) 占有の面積
- (6) 前各号のほか、区長が指示する事項

(昭51条例16・昭58条例16・平19条例22・一部改正)

(占有料)

第9条 公園を占有する者からは、別表第1の範囲内で規則で定める占有料を徴収する。

2 前項の占用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

(昭51条例16・昭52条例17・平25条例23・一部改正)

(監督処分)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、公園を原状に回復すること、若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園使用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(昭58条例16・平19条例22・一部改正)

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(平19条例22・追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この章において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため区長が必要と認める事項

(平19条例22・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法等)

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所

に掲示すること。

- (2) 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第10条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を区の広報紙に掲載すること。

- 2 区長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平19条例22・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

- 第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、区長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平19条例22・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

- 第10条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(平19条例22・追加)

(保管した工作物等を返還する場合の手続)

- 第10条の6 区長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該保管した工作物等の所有者等に返還する場合は、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該保管した工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平19条例22・追加)

(費用の負担の免除)

- 第10条の7 区長は、経済的困難その他特別の理由があると認める場合は、法第27条第9項に規定する費用の全部又は一部の負担を免除することができる。

(平19条例22・追加)

第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等

(平19条例70・改称)

第11条 削除

(平19条例70)

(公園施設の設置又は管理に関する申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他区長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理する方法
- オ その他区長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

(昭51条例16・昭58条例16・平19条例22・平19条例70・一部改正)

(保証金)

第13条 区長は、公園施設の設置又は管理の許可に際し、必要があると認めたときは、保証金を徴し、又は保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証金の額の充当及び還付は、規則の定めるところによる。

(土地の使用料)

第14条 公園施設を設ける者からは、その使用する土地について、別表第2の範囲内で規

則で定める使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料の徴収方法は、規則の定めるところによる。

(昭52条例17・昭61条例27・平22条例16・一部改正)

第4章 雑則

(公園の占用の休止及び廃止)

第15条 公園の占用の許可を受けた者が、占用を休止しようとするときは、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

- 2 公園の占用の許可を受けた者が、占用を廃止しようとするときは、廃止の3日前までに、理由を付して区長に届け出なければならない。

(平19条例22・一部改正)

(権利の譲渡及び禁止等)

第16条 公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできない。

(平19条例22・一部改正)

(準用)

第17条 第15条及び第16条の規定は、公園施設の設置又は管理の許可を受けたものについて準用する。

(使用料等の還付)

第18条 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合で区長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用の日の3日前までに取りやめの申出をしたとき。
- (3) その他区長が特別の理由があると認めたとき。

(昭51条例16・昭58条例16・一部改正)

(使用料等の減免)

第19条 区長は、相当の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の区長が必要と認める事項は、規則で定める。

- 3 第1項の減免を受けようとする者は、減免を適当とする理由書を添付した願書を区長に提出しなければならない。

(昭51条例16・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設について準用)

第20条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平19条例22・一部改正)

(指定管理者による管理)

第20条の2 新宿中央公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平24条例54・追加)

(管理業務)

第20条の3 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 新宿中央公園に係る公園施設(区長による設置又は管理の許可に係る公園施設を除く。以下「新宿中央公園施設」という。)の維持管理に関する業務
- (2) 新宿中央公園を利用するものの利便に資する事業に関する業務
- (3) 第20条の16に規定する団体登録、第20条の17に規定する利用の承認、第20条の18に規定する利用の不承認及び第20条の19に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (4) 第20条の22に規定する利用料金の納入、第20条の24に規定する利用料金の減免及び第20条の25に規定する利用料金の返還に関する業務
- (5) その他新宿中央公園の管理に関し、区長が必要と認める業務

(平24条例54・追加、平26条例45・一部改正)

(公募及び申請)

第20条の4 区長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 新宿中央公園の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(平24条例54・追加)

(選定の方法及び基準)

第20条の5 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、新宿中央公園の管

理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、新宿中央公園を利用するものの平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、新宿中央公園を利用するものへのサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、新宿中央公園の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) その他区長が新宿中央公園の指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(平24条例54・追加)

(選定の結果の通知)

- 第20条の6 区長は、前条第1項の規定による選定を行つたときは全ての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行つたときは当該選定の対象となつた団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(平24条例54・追加)

(再度の選定)

- 第20条の7 区長は、第20条の5の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあつては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあつては第20条の4及び第20条の5第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となつたとき。
- (2) 新たに判明した事実により、新宿中央公園の管理を行うことが適当でないと認められるとき。

- 2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体

から指定管理者となることを辞退する旨の申出があつた場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(平24条例54・追加)

(指定管理者の指定)

第20条の8 指定管理者の指定は、被選定団体について、地方自治法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(平24条例54・追加)

(指定管理者の指定等の公告)

第20条の9 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行つたとき。
- (2) 第20条の13の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(平24条例54・追加)

(協定の締結)

第20条の10 区及び指定管理者は、新宿中央公園の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 新宿中央公園フットサル施設(以下「フットサル施設」という。)の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たつて指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 地方自治法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
- (6) 第20条の13の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 新宿中央公園の管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他新宿中央公園の管理に関し、区が必要と認める事項

(平24条例54・追加、平25条例23・平26条例45・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第20条の11 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第20条の13の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度の新宿中央公園の利用状況
- (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
- (4) 当該年度の管理経費の収支状況
- (5) その他区長が新宿中央公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(平24条例54・追加、平26条例45・一部改正)

(管理業務等の報告の聴取等)

第20条の12 区長は、新宿中央公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(平24条例54・追加)

(指定の取消し等)

第20条の13 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による新宿中央公園の管理を継続することが適当でないと認められるとき。

(平24条例54・追加)

(開場時間)

第20条の14 フットサル施設の開場時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する開場時間を変更することができる。

(平26条例45・追加)

(休場日)

第20条の15 フットサル施設の休場日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

- 2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(平26条例45・追加)

(団体登録)

第20条の16 フットサル施設を利用しようとする団体で、規則で定める要件を満たすものは、団体登録を行うことができる。

- 2 前項の団体登録を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、指定管理者に団体登録の申請をし、その承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。))が第1項の要件を満たさなくなつたときその他規則で定める場合に該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(平26条例45・追加)

(利用の承認等)

第20条の17 フットサル施設を利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 登録団体及び区長が特に認めるものは、規則で定めるところにより、他のものに先行して前項の規定による申請(以下「利用申請」という。))を行うことができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認(以下「利用承認」という。))を行う場合において、フットサル施設の管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。
- 4 利用の取消しの申出をすることなくフットサル施設を利用しなかつたものその他の規則で定める事由に該当するものは、規則で定める期間、利用申請を行うことができない。ただし、利用の取消しの申出をしなかつたことその他の規則で定める事由に該当することにつき当該利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。))の責めに帰することができない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(平26条例45・追加)

(利用の不承認)

第20条の18 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用がフットサル施設の施設及び設備(以下「フットサル施設等」という。)に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他フットサル施設の管理上支障があるとき。

(平26条例45・追加)

(利用承認の取消し等)

第20条の19 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又はフットサル施設の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用者が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が利用承認の内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が前条第1号又は第2号に該当するとき。
- (4) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件)を遵守しなかつたとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により利用申請を行う等不正の手段によつて利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害又は事故によりフットサル施設を利用できなくなつたとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他指定管理者がフットサル施設の管理上支障があると認めるとき。

(平26条例45・追加)

(利用権の譲渡等の禁止)

第20条の20 第16条の規定は、利用者について準用する。

(平26条例45・追加)

(施設等の変更等の禁止)

第20条の21 利用者は、フットサル施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平26条例45・追加)

(利用料金の納入)

第20条の22 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平26条例45・追加)

(利用料金の決定等)

第20条の23 利用料金は、1時間当たり7,000円を上限として、指定管理者が地方自治法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、第1項の規定により定められた利用料金について、区民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(平26条例45・追加)

(利用料金の減免)

第20条の24 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平26条例45・追加)

(利用料金の返還)

第20条の25 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、既に納められた利用料金の全部又は一部を返還する。

(1) フットサル施設を利用できないことについて利用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(2) その他区長が特に必要があると認めるとき。

(平26条例45・追加)

(原状回復の義務)

第20条の26 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条の13の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに新宿中央公園施設を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用を終了したとき又は第20条の19の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちにフットサル施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平24条例54・追加、平26条例45・旧第20条の14繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第20条の27 指定管理者にあつては新宿中央公園施設に、利用者にあつてはフットサル施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができ

(平24条例54・追加、平26条例45・旧第20条の15繰下・一部改正)

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平19条例70・一部改正)

(過料)

第22条 第3条第1項及び第5条の規定に違反した行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

(平8条例18・平19条例22・一部改正)

(権限の代行)

第23条 法第5条の11の規定により区長に代わつてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、区長とみなす。

(昭52条例17・追加、平29条例31・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 新宿区立公園及び児童遊園設置条例(昭和27年新宿区条例第38号)及び新宿区立公園及び児童遊園管理条例(昭和27年新宿区条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例施行の際現に設置されている新宿区立公園は、この条例によつて設置されたものとみなす。

4 この条例施行の際現に効力を有する東京都知事その他東京都の機関が行つた許可、承認等の処分その他の行為及びこれらの機関に対して行つている許可、承認等の申請その他の行為については、この条例に基づいて行つた許可、承認等の処分その他の行為又は

許可、承認等の申請その他の行為とみなす。

附 則(昭和50年7月10日条例第35号)抄

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則(昭和51年3月31日条例第16号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項、別表第2及び別表第3の改正規定は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の新宿区立公園条例第9条又は第14条の規定に基づき徴収するものとされた占用料又は使用料については、当該占用料又は使用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

附 則(昭和51年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、鶴巻南公園の位置に係る改正規定は、昭和51年8月11日から適用する。

附 則(昭和51年12月11日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第17号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項に係る改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 従前の新宿区立公園は、この条例による改正後の新宿区立公園条例に基づく新宿区立公園となり、同一性をもつて存続するものとする。

附 則(昭和54年3月24日条例第16号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第13号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月24日条例第16号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料及び使用料については、当該占用料及び使用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

附 則(昭和61年4月1日条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に

占用及び使用の許可を受けている者の占用料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年4月1日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に占用及び使用の許可を受けている者の占用料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に占用及び使用の許可を受けている者の占用料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月26日条例第18号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月25日条例第22号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月23日条例第28号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月24日条例第28号)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に

納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用又は使用に係る占用料又は使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月23日条例第22号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、題名の次に目次を付する改正規定、第1条、第2条、第5条ただし書、第7条、第8条及び第10条の改正規定、第2章の次に1章を加える改正規定並びに第12条、第15条、第16条、第20条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月12日条例第70号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定(「・第2条」を「―第2条の2」に改める部分を除く。)、第1条の改正規定、第3章の章名の改正規定並びに第11条、第12条及び第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第16号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月19日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (指定管理者の指定に関する準備行為)
- 2 この条例による改正後の第20条の4第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条から第20条の7までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成25年3月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占有に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年1月26日規則第3号により、平成27年3月28日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の第20条の16から第20条の19までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

附 則(平成28年3月22日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占有に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年10月16日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月16日条例第27号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占有に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月29日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

(昭58条例16・全改、昭61条例27・平元条例20・平4条例29・平8条例18・平10条例22・平13条例28・平16条例28・平19条例22・平22条例16・平25条例23・平28条例24・平31条例7・令4条例11・一部改正)

公園の占用料

種別	単位	金額	
電柱又は標識	1本につき 1か月	3,621円	
水道管、下水道管、ガス管又は電線	1メートルにつき 1か月	1,627円	
鉄塔	1平方メートルにつき 1か月	2,712円	
変圧塔、マンホールの類	1か所につき 1か月	2,712円	
郵便差出箱又は信書便差出箱	1か所につき 1か月	1,084円	
公衆電話所	1か所につき 1か月	2,712円	
地下の占用物件	1平方メートルにつき 1か月	地上露出部分	1,038円
		地下部分	796円
高架の占用物件	1平方メートルにつき 1か月	796円	
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートルにつき 1か月	1,184円	
写真撮影のための臨時的な占用	1回 (1時間以内)	29,020円	
新宿中央公園変電所	1平方メートルにつき 1か月	地上露出部分	2,778円
		地下部分	1,389円

新宿遊歩道公園地下駐車場又は洞道	1平方メートルにつき 1 か月	4,252円
その他の占用	1平方メートルにつき 1 日	88円

備考

- 1 期間が1か月に満たない端数は、1か月とみなす。
- 2 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。

別表第2(第14条関係)

(昭58条例16・全改、昭61条例27・平元条例20・平4条例29・平8条例18・平10条例22・平13条例28・平16条例28・平19条例22・平22条例16・平25条例23・平28条例24・平31条例7・令4条例11・一部改正)

土地の使用料

種別	単位	金額
土地	1平方メートルにつき 1 か月	4,029円

備考

- 1 期間が1か月に満たない端数は、1か月とみなす。
- 2 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。